

審判規定（日本相撲連盟審判規程：抜粋）

(1) 審判員及び任務

- ① 審判員の構成は、審判長、主審及び副審4名（計6名）とする。（第2条）
- ② 競技の勝負判定は、当該審判員に限る。（第3条）
- ③ 審判長又は副審が主審の勝負判定に対して異議又は疑義がある場合においては、協議を行うものとする。（第6条）

(2) 勝ち負けのルール

ア) 次の場合は勝とする。（第7条）

- ① 相手選手を先に勝負俵の外に出した場合
- ② 相手選手の足の裏以外の一部を先に土俵につけた場合

イ) 次の場合は、審判員の協議により当該選手を負けとする。（第9条）

- ① 負傷等により、競技続行が不可能と判定された場合
- ② 禁手を用いた場合又は用いたと判定された場合
- ③ 選手が勝手に競技を中止した場合
- ④ 審判員が故意に立たない選手と認めた場合
- ⑤ 審判員の指示に従わない場合

ウ) 競技中まわしの『前ぶくろ』が解けてはずれた場合は、負けとする。（第13条）

(3) 禁手とは、次の各号のことをいう。（第10条）

（禁手が用いられたときは、主審は直ちに競技を中止させる）

- ① 拳で殴ること。
- ② 胸部、腹部等を蹴ること。
- ③ 目、水月等の急所を、拳又は指で突くこと。
- ④ 頭髪をつかむこと。
- ⑤ 咽喉をつかむこと。
- ⑥ 前ぶくろ（前立禪）をつかむこと、又は横から指を入れて引くこと。
- ⑦ 一指又は二指を折り返すこと。
- ⑧ 噛むこと

(4) 『張り手』が用いられた場合は、直ちに競技を中止し審判員の協議により処置する。（第11条）

- ① 全審判員が故意に用いたと判定した場合は、負けとする。
- ② 審判員のうち故意によるものでないと判定した者がいる場合は、取り直しとする。

③ 取り直しとなった勝負において、同一選手が再度用いた場合は、故意、過失にかかわらず負けとする。

④ 『張り手』とは、選手本人の肩幅の外側から相手の顔面を張ることをいう。

(5) 禁じ技（日本相撲連盟審判規程補則：抜粋）

ア) 危険を防止するため、次の技を『禁じ技』とする。（第1条）

- ① 反り技（居反り・櫓反り・撞木反り・掛反り・外櫓反り）
- ② 河津掛け
- ③ さば折り
- ④ 極め出し・極め倒し（かんぬき）

イ) 『禁じ技』が用いられた場合は、直ちに競技を中止し、取り直しとする。（第2条）

ウ) 『禁じ技』で勝負が決まった場合は、審判員の協議により取り直しとする。（第3条）

エ) 同一選手が『禁じ技』を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。（第4条）

(6) 危険な組み手（日本相撲連盟審判規程補則：抜粋）

ア) 危険を防止するため、次の状態を、『危険な組み手』とする。（第5条）

- ① 脇に入った相手の首を極めること。（抱え込む）
- ② 後頭部を相手の腹部につけること。（突っ込む）
- ③ 鴨の入り首

イ) 『危険な組み手』となった場合は、直ちに競技を中止し、取り直しとする。（第6条）

ウ) 同一選手が『危険な組み手』（鴨の入首を除く）を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。（第7条）

(7) 立ち会い

立ち会いは、主審のかけ声によって立ち合わせるものとする。（第14条）

① 立会いは、両手をついて主審のかけ声によって立つものとする。「待った」は原則として認めない。（本大会の特別規程）

(8) 競技開始後3分を経過しても勝負が決しない場合は、競技を中止し、直ちに『取り直し』とする。（第17条）

① 2番後取直しとする。（本大会の特別規程）